

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター監事監査規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項の規定により監事が行う地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>(監査の目的)</p> <p>第2条 <u>監査は、法人の業務運営及び会計事務の処理の法令等（法その他の法令、設立団体の条例及び規則、法人の定款、業務方法書及び規程並びに中期目標、中期計画及び年度計画をいう。以下同じ。）に基づく適正な実施の確保を目的として行う。</u></p> <p>(監査の種類)</p> <p>第3条 <u>監査の種類は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 業務監査（業務が法令等に基づき適正に運営されているかを監査することをいう。）</u></p> <p><u>(2) 会計監査（会計事務が法令等に基づき適正に処理されているかを監査することをいう。）</u></p> <p>(監査の区分)</p> <p>第4条 <u>監査の区分は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 定期監査（監査計画に従い定期に実施する監査をいう。）</u></p> <p><u>(2) 臨時監査（監事が必要と認めたときに臨時に実施する監査をいう。第7条第1項において同じ。）</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター定款（以下「定款」という。）に定めのあるもののほか、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）に置く監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(監査の目的)</p> <p>第2条 監査は、法人の業務運営及び会計経理の適正を期することを目的とする。</p> <p>(監査の区分)</p> <p>第3条 監査は、業務監査及び会計監査とする。</p> <p>(監査の対象)</p> <p>第4条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 関係諸法令及び法人のその他の諸規程並びに法人の業務方法書に基づく業務の実施状況</p> <p>(2) 組織及び制度全般の運営状況</p> <p>(3) 予算の執行に関する事項</p> <p>(4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項</p> <p>(5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項</p>

改正後	改正前
<p>(監査の方法)</p> <p><u>第5条 監査は、書面及び実地により行う。</u></p> <p>(監査の内容)</p> <p><u>第6条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。</u></p> <p><u>(1) 法令等に基づく業務の実施状況に関する事項</u></p> <p><u>(2) 中期計画及び年度計画の実施状況に関する事項</u></p> <p><u>(3) 組織及び制度全般の運営状況に関する事項</u></p> <p><u>(4) 経営及び業務の効率化に関する事項</u></p> <p><u>(5) 決算報告書及び財務諸表の適否に関する事項</u></p> <p><u>(6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p><u>(7) その他監査の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>(監査計画)</p> <p>第7条 監事は、毎事業年度初めに監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。</p> <p>2 監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 監査の基本方針</p> <p>(2) 監査の対象</p> <p>(3) 監査対象部署</p> <p>(4) 監査実施期間</p> <p>(5) その他必要な事項</p>	<p>(6) その他監査の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(監査の種類)</p> <p>第5条 監査の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期監査 監査計画に従い定期に実施する監査をいう。</p> <p>(2) 臨時監査 監事が必要と認めたときに臨時に行う監査をいう。</p> <p>(監査の方法)</p> <p>第6条 監査は、書面の閲覧、関係者への質問及び実施視察等により行う。</p> <p>(監査の事務補助)</p> <p>第7条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、その職員に監査の事務を補助させることができる。</p> <p>2 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、前項の職員以外の者に臨時に監査に関する事務を補助させることができる。</p> <p>3 監事の事務補助を行う者は、監査の実施に当たって知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>(監査の事務補助)</p> <p><u>第8条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により監査の事務補助を行う者は、監査の実施に当たって知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>(監査の実施通知)</p> <p>第9条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部署等の責任者に対し必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(役職員への質問等)</p> <p><u>第10条 監事は、監査の対象となる事項を担当する理事又は職員に対し、必要に応じて質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>2 理事及び職員は、監査の円滑な実施に積極的に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒否することはできない。</u></p> <p><u>3 監事は、監査の実施に当たり、可能な限り既存資料の活用を図るように努めるものとする。</u></p> <p>(監事の遵守事項)</p> <p><u>第11条 監事は、監査を実施するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。</u></p> <p><u>2 監事は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p>	<p>(監査計画)</p> <p>第8条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。</p> <p>2 監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 監査の基本方針 (2) 監査の対象 (3) 監査対象部署 (4) 監査実施期間 (5) その他必要な事項 <p>(監査の実施通知)</p> <p>第9条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査実施対象部署等の責任者に対し必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第10条 監事は、有効かつ効率的な監査を実施するものとする。</p> <p>(役職員への質疑)</p> <p>第11条 監事は、監査対象事項を担当する理事又は職員に対し、必要に応じて、質疑又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 役員又は職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>3 監事は、監査対象部署等に対して直接指揮命令してはならない。</u></p> <p>(監査結果報告書の作成)</p> <p>第12条 監事は、監査終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 監査の概要</p> <p>(2) 是正又は改善を要する事項</p> <p>(3) その他必要と認める事項</p> <p><u>2 監事は、必要があると認めるときは、前項の報告書に意見を付すことができる。</u></p> <p><u>3 理事長は、第1項の報告書に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に報告しなければならない。</u></p> <p>(設立団体の長への報告等)</p> <p>第13条 <u>監事は、法第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、設立団体の長に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>(事故又は異例事項の報告)</p> <p>第14条 業務上の重大な事故又は異例の事項が発生したときは、理事長は文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(監査結果報告書等)</p> <p>第12条 監事は、監査終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 監査の概要</p> <p>(2) 是正又は改善を要する事項</p> <p>(2) その他監事が必要と認める事項</p> <p>2 理事長は、監査結果に基づき、正当な理由がない限り、是正又は改善措置を講じなければならない。</p> <p>3 監事は、理事長に対して、監査結果報告書に関する措置状況等について報告を求めることができる。</p> <p>4 理事長は、前項の規定による措置状況等について文書により監事に報告しなければならない。ただし、監事が認める場合にあってはこの限りでない。</p> <p>(設立団体の長への報告等)</p> <p>第13条 監事は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第13条第5項の規定により、監査の結果に基づき、設立団体の長に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。</p> <p>(事故又は異例事項の報告)</p> <p>第14条 業務上の重大な事故又は異例の事項が発生したときは、理事長は文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和5年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第8条第1項の規定にかかわらず、平成22年度に係る監査計画は、「毎年度初めに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則(平成22年12月1日規程第27号)</p> <p>この規程は、平成22年12月1日から施行する。</p>